

企業経営に資する知的財産契約

企業経営における知的財産戦略の考え方 —実効性に関する方法論の提案を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

I 知的財産基本法の目的に沿った知的財産戦略

1. 知的財産基本法の目的
2. 目的達成のための基本的施策
3. 知的財産経営

II 戦略論

- II-1 施策・運営論
- II-2 組織・機関論
- II-3 企業経営に資する知的財産の在り方

III 具体的検討

1. 知的財産ポリシーの策定
2. 企業経営における知的財産戦略
3. 法律・制度対応論
4. 知的財産の活性化・知的財産契約論
5. オープンイノベーション選択理由
6. オープンイノベーションのステップ
7. オープンイノベーションと知的財産契約
8. 知的財産権の機能の具体化

まとめ

はじめに

我が国の現状における知的財産対応について、特に企業経営における知的財産戦略の考え方（実効性に関する方法論）について整理したい。

要は、企業経営における知的財産戦略の実効性は、まず知的財産ありきではなく、まず事業、ビジネスありきから 事業、ビジネス戦略にどのように知的財産戦略を練り込んで対応するかであり、制度論、権利論、手続論、契約方法論等個別論ではなく、いわゆる、総合戦略的対応、具体的には実効性要素をつなぐ方法論が必要、有益であると考ええる。

そして、知的財産に関する施策・運営論、組織・機関論の中で実効性に関する方法論に寄与できればいくつかの提案も致したい。また、知的財産に関し、大局観を踏まえた基本理念を整理し、知的財産制度における制度運営者、権利主張者、権利利用者におけるニーズ、メリット・デメリットを考慮して、制度の在り方、また、知的財産戦略の実効性についても整理したい。

企業経営における知的財産戦略の実効性を検討する場合において、知的財産基本法の目的規定、事業者の責務規定等をも考慮して、具体的な技術経営戦略を検討することが有益であろう。

実効性要素をつなぐ方法論として ①知的財産基本法の目的に沿った知的財産戦略、②戦略論、③施策・運営論、④組織・機関論、⑤法律・制度対応論、⑥知的財産の活性化・知的財産契約論を概観して、総合戦略的対応による知的財産戦略の実効性の考え方を考えてみたい。結果的に、企業経営に資する知的財産契約が確認できる。

I 知的財産基本法の目的に沿った知的財産戦略

企業経営における知的財産戦略においては、知的財産基本法の目的規定、事業者の責務規定等を考慮して、具体的な技術経営戦略を検討することが有益であろう。

1. 知的財産基本法の目的

知的財産基本法の目的は、「内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現する」ことである（第1条）。

2. 目的達成のための基本的施策

前記目的を達成するための基本的施策は、「知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること」である（第1条）。

そして、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、・・・もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない」（第4条）。

3. 知的財産経営

企業（会社）の基本的経営理念が、持続的発展であるべきだという考え方に基づいた場合、高